

第4章 基本的人権の尊重

① 基本的人権

(1) 日本国憲法における基本的人権の規定

① 基本的人権の享有

【第11条】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、**優すことのできない永久の権利**として、現在及び将来の国民に与えられる。

② 自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止

【第12条】

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、**国民の不断の努力によって**、これを保持しなければならない。又、国民は、これを**濫用してはならない**のであって、常に**公共の福祉のために**これを利用する責任を負ふ。

③ 個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉

【第13条】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉に反しない限り**、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

④ 基本的人権の本質

【第97条】

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる**自由獲得の努力の成果**であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、**優すことのできない永久の権利**として信託されたものである。

(2) 基本的人権の体系

① 平等権

平等権とは、すべての人権の基礎となる権利で、日本国憲法では【第14条第1項】で次のように明記されている。しかしながら、実際には男女差別、部落差別、人種差別、民族差別などは根絶していない。

【第14条第1項】

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 自由権

自由権とは、国家によって侵害されてはいけない個人が持つ権利であり、3つに分類できる。

i 生命・身体の自由

- ・ 奴隷的拘束及び苦役からの自由【第18条】
- ・ 法定の手続の保障【第31条】
- ・ 抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障【第34条】
- ・ 住居の不可侵【第35条】
- ・ 拷問及び残虐刑の禁止【第36条】
- ・ 刑事被告人の権利【第37条】

ii 精神活動の自由

- ・ 思想及び良心の自由【第19条】
- ・ 信教の自由【第20条】
- ・ 集会・結社・表現の自由、通信の秘密【第21条】
- ・ 学問の自由【第23条】

iii 経済活動の自由

- ・ 居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由【第22条】
- ・ 財産権【第29条】

③社会権

社会権とは、人間に値する生活の保障を国家に請求する権利のことで、細かく分類すると、

i 生存権、ii 教育を受ける権利、iii 勤労の権利の3つがある。

i 生存権

生存権は日本国憲法の【第25条】で明記されている。

【第25条第1項】

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

【第25条第2項】

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

※生存権というのは社会権の中の一つの権利であるが、社会権という意味で使われることもある。

ii 教育を受ける権利

教育を受ける権利は日本国憲法【第26条第1項】で明記されている。

【第26条第1項】

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

iii 勤労の権利

勤労の権利は日本国憲法【第27条第1項】で明記されている。

【第27条】

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

※勤労の権利…勤労の権利とは働く権利のことであるが、快適に働くために次の3つの権利(労働三権という)が認められている。

◎ 労働三権

①団結権…労働者が労働組合を作る権利。

②団体交渉権…労働者が経営者と交渉する権利。

③団体行動権…労働者がストライキをする権利。

② 基本的人権を守るための権利

自由権、平等権、社会権などの基本的人権を守るために、参政権と請求権が存在する。

(1) 参政権

国民主権の原理に基づき、国民の意思を政治に反映させ、政治を監視できる権利が守られている。これを(**参政権**)という。選挙権を中核として、被選挙権、憲法改正時の(**国民投票権**)、ある地方公共団体にだけに適用される特別法制定のための(**住民投票権**)、最高裁判所長官の信任を問う(**国民審査権**)などがある。また、年齢、国籍を問わず、日本に住む全ての人に、国や地方公共団体に直接要望を訴えることができる(**請願権**)や地方公共団体の首長や議員の解職などについて署名請求することができる(**直接請求権**)なども参政権である。

(2) 請求権

国民が、国または地方公共団体に対して基本的人権の侵害を排除し、損害の賠償を請求する権利。(**裁判請求権**)、(**損害賠償請求権**)、(**刑事補償請求権**)の3つがある。

① 裁判請求権(裁判を受ける権利)

【第32条】

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

② 損害賠償請求権

【第17条】

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

③ 刑事補償請求権

【第40条】

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

※請求権に請願権を含めることもある。

③ 人権を守る機関

国民は、人権が侵された場合は、裁判所に訴えて守ってもらうことができるが、国も法務省に(**人権擁護局**)を設置して、国民の人権を守ろうとしている。また、市町村には(**人権擁護委員**)をおいて、市民の人権が侵されていないか調査、監視している。もし、人権が侵されていることがあれば、被害者にかわって裁判所に訴えることができる。

④ 新しい人権

日本国憲法が制定されたのは1945年で、今からおよそ70年前のことである。その後の社会環境の変化で、国民が求める権利が多岐に渡ってきた。例えば、快適な環境で生活をする(**環境**)権、政府や企業などが持っている情報公開を請求する(**知る**)権利、個人の私生活についての情報を他人に知られないようにするための(**プライバシー**)の権利などである。また、近年、生命に関わる権利として、(**自己決定権**)が尊重されるようになってきている。

(1)環境権

幸福追求の権利や生存権に基づき、人間らしい生活環境を求める権利。

(2)知る権利

国や地方公共団体が保有する情報の公開を請求する権利。

(3)プライバシーの権利

表現の自由や知る権利に対して、個人の私的情報を守る権利。

(4)自己決定権

一定の個人的な事柄(結婚、出産、趣味、ライフワーク、医療など)において、他から干渉されることなく自分で自由に決定できる権利。日本では憲法13条で保障されている幸福追求権の一部であると認識されている。

⑤ 国民の三大義務

国民は、基本的人権を保障されると同時に、社会生活の秩序を守る義務を果たさなければならない。日本国憲法では、国民の義務として、(勤労の義務)、(子女に普通教育を受けさせる義務)、(納税の義務)を定めている。

(1) 勤労の義務

【第27条第1項】

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

(2) 子女に普通教育を受けさせる義務

【第26条第2項】

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(3) 納税の義務

【第30条】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

<<< 関連語句 >>>

- **20世紀的権利**…社会権は1919年のワイマール憲法で初めて登場した比較的新しい権利なので、20世紀的権利と呼ばれることがある。

- **朝日訴訟**…1957(昭和32)年、肺結核で国立岡山療養所に入院していた朝日茂氏は月額600円の生活扶助を受けていたが、市の福祉事務所からの要請で、長年音信不通であった兄から月額1500円の仕送りが送られてくるようになると、国からの生活扶助の支給を打ち切られ、差額の900円は医療費として療養所に支払うように命じられた。朝日氏はこれを不当として、生活保護基準が憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障していないとして訴訟を起こすも最高裁上告中に死亡された。この裁判によって、朝日氏の死後、生活保護基準が見直されるようになった。

- **環境アセスメント**…環境に著しい影響を及ぼす事業に対して、事前に調査・予測・評価すること。日本語で環境影響評価という。調査結果を公表し、それに対する意見を計画に反映させて、環境破壊を未然に防ぐべく計画変更や修正を行なう。

- **日照権**…環境権の中の一つ。土地や建物の居住者や所有者が享受してきた日照を、他の建築物で阻害されない権利。1967(昭和42)年に東京高裁判決で認められた。

- **情報公開法**…正式名称は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」。国の行政機関が保有する情報について、開示請求された場合には、個人情報と国の安全に関わる国家機密以外の情報は開示しなければならないという法律。1999年5月成立、2001年4月から施行。

- **個人情報保護法**…行政機関・民間企業・個人らに対し、個人情報の適切な保護・取扱いを義務付ける法律。

- **知的財産権**…知的な創意工夫によって作り出された、無形の経済的価値に対する権利。特許権・商標権などの工業所有権と、音楽・出版物などの著作権とに大きく分けられる。

〈〈 参考図書 〉〉

『中学社会 公民』（平成24年発行 教育出版）

『チャート式シリーズ 中学公民』（新指導要領準拠版 平成9年発行 数研出版）

『中学総合的研究 社会』（改訂版 平成21年発行 旺文社）

『中学社会 自由自在』（改訂第2刷版 平成25年発行 受験研究社）

『シリウス21 社会中3』（育伸社）

『改訂版 現代社会用語集』現代社会教科書研究会編（平成20年発行 山川出版社）